

答 申

第1 審査会の結論

越谷市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第43条の規定により、処分庁越谷市長（以下「処分庁」という。）の処分又はその不作為についての審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁越谷市長（以下「審査庁」という。）の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性を審査する。ゆえに、その審査範囲は、あくまでも審査請求の対象となっている処分庁の処分又はその不作為に限られることとなる。よって、審査会もこの範囲においてのみ審査を行い、以下の結論に至った。

審査請求人が令和４年５月１９日付けで提起した、処分庁による令和４年度固定資産税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁の、審査請求に係る処分のうち一部は理由があるため処分を取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきであるとの判断は妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第343条及び越谷市税条例（昭和29年条例第18号。以下「条例」という。）第54条に基づき、処分庁が行った、審査請求人の被相続人が登記名義人である市内の土地並びに当該土地上の建物を課税客体として、当該所有者に課する令和4年度固定資産税の年税額を決定する本件処分の取消しを求めた事案である。

某年某日、審査請求人の被相続人である請求外〇〇〇〇（以下「亡〇〇〇〇」という。）は死亡した。亡〇〇〇〇は市内の土地並びに当該土地の建物を所有していた。

後日、亡〇〇〇〇の子である審査請求人から処分庁に対し、相続人代表者指定届が提出された。

令和3年某月某日、亡〇〇〇〇の相続人である審査請求人と請求外〇〇〇〇（以下「請求外〇〇〇〇」という。）との間で、亡〇〇〇〇の相続に係る遺産分割調停（以下「本件遺産分割調停」という。）が成立した。なお、亡〇〇〇〇の相続人は、審査請求人と請求外〇〇〇〇の2名である。

同年某月某日、審査請求人は、処分庁に対し、本件遺産分割調停が成立したこと、審査請求人は当該調停において作成された調書（以下「本件調停調書」という。）に基づき、亡〇〇〇〇所有土地等のうち、自身が単独で相続することとなった土地（以下「土地A」という。）の各相続登記手続を行ったことなどを説明した。ただし、亡〇〇〇〇所有の土地のうち、本件遺産分割調停で請求外〇〇〇〇が単独で相続することとなった土地（以下「土地B」という。）及び分筆により審査請求人と請求外〇〇〇〇が

分割して相続することとされた土地（以下「土地C」という。）については、登記名義人の変更はされておらず、亡〇〇〇〇名義のままであった。

令和4年1月1日時点における土地B及び土地C（以下合わせて「本件土地」という）の所有権に係る登記名義人は亡〇〇〇〇であった。

同年4月21日、請求外〇〇〇〇から条例第71条第2項に基づき、同条第1項第1号事由による固定資産税の減免申請書が提出され、処分庁は同日受理した。

同年5月2日、処分庁は、請求外〇〇〇〇に対する減免の適用により、見直し後の本件土地等に係る固定資産税の年税額を決定し、審査請求人に対し「令和4年度埼玉県越谷市固定資産税・都市計画税納税通知書」を送付して本件処分を行った。なお、処分庁は、請求外〇〇〇〇に対し本件処分と同様の処分を行った。

同月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の課税客体である本件土地等については、相続人間で遺産分割協議が成立したため、これらに対する課税は、本件調停調書によるべきである。具体的には、土地B等及び、土地Cのうち分筆分割がなされ請求外〇〇〇〇が取得する部分は、請求外〇〇〇〇に単独で課税すべきものである。

したがって、審査請求人も共有すると認定し審査請求人を名宛人として本件処分がなされていることは違法である。よって、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

本件処分のうち、土地Bについては、「現に所有している者」を請求外〇〇〇〇とする審査請求人の主張に理由があるものと考えるが、土地Cについては、分筆及び分割がされていない以上、「現に所有している者」を審査請求人（及び請求外〇〇〇〇）と認定し、処分を行ったことに違法性・不当性はない。

よって、本件処分のうち、土地Bに関する部分は、理由があるものと認めるが、その余については、法令に従いなされたものであり、違法又は不当なものではないから、その点に関する本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

固定資産税は、「固定資産の所有者」に課するとされる。「所有者」とは「登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者」であるが、この者が賦課期日前に死亡しているときは「同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」とされる。「現に所有している者」とは、民法上の所有権（共有を含む。）を有しているものと解するのが相当である。そして、民法によれば、被相続人の子は相続人となり、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属するとされる。

本件審査請求に係る本件土地の所有権が誰に帰属しているかを検討すると、本件調

停調書及び審査請求人の供述などから、土地Bについては、請求外〇〇〇〇を所有者とすべきである。

他方、土地Cについては、実際に測量は行われておらず、それぞれが相続した正確な地積等が判断できないことから、共有に属する相続財産として、審査請求人（及び請求外〇〇〇〇）を「現に所有している者」としたことは必ずしも不合理とはいえない。加えて、請求外〇〇〇〇に対しても同様の処分がなされており、審査請求人及び請求外〇〇〇〇の間で協議を行うことも理論的に不可能とまではいえない。

よって、本件審査請求のうち、土地Bの所有者を審査請求人とした部分については理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分の一部は取り消されるべきものであり、その余の部分については同法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の意見

1 裁決についての考え方

本件審査請求のうち、一部は取り消し、その余の部分棄却する。

2 理由

審理員意見書の「第3 理由」と同旨により、一部については理由があるものとして認めるが、その余については何らの違法性はなく、取消しを求める理由として採用することができない。

第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、以下のとおりである

1 土地Bについて

(1) 固定資産税の賦課

固定資産税は、固定資産の所有者に課すものとされ（法第343条第1項）、賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日である（法第359条）。

法第343条第1項の所有者とは、「土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者……として登記又は登録がされている者をいう」とされ、「所有者として登記……がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき……は、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者を所有者というものとする」とされている（法同条第2項）。そして、ここにいる「現に所有している者」とは、「相続その他の事由に基づき民法その他の規定により当該固定資産を現実所有している者をいう」とされている（令和4年7月4日付弁明書添付資料『固定資産税実務提要』（固定資産税務研究会編））。

(2) 土地Bに係る固定資産税の賦課

本件処分の賦課期日である令和4年1月1日の時点で、土地Bについて登記簿に登記されている所有者は、亡〇〇〇〇であった。亡〇〇〇〇は令和4年1月1日より前に死亡しているため、土地Bは、法第343条第2項の「所有者とし

て登記……がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき」に該当することとなり、賦課期日において「当該土地……を現に所有している者」が法第343条第1項の所有者となる。

この点、土地Bを含む亡〇〇〇〇の遺産については、令和3年某月某日に、本件遺産分割調停が成立していた。本件調停調書によれば、土地Bは請求外〇〇〇〇が単独で相続することとされていた。

また、審査請求人は、令和3年某月某日、処分庁に対して本件調停調書を示し、土地Bは遺産分割によって請求外〇〇〇〇が単独で取得したことを伝えた。

したがって、令和4年1月1日時点で、土地Bを「現に所有している者」は請求外〇〇〇〇であったというべきであり、処分庁もその旨を承知していた。

(3) 結論

よって、土地Bについて、令和4年度の固定資産税は請求外〇〇〇〇に賦課すべきであるとする審査請求人の主張には理由がある。

したがって、本件処分のうち、土地Bの令和4年度の固定資産税について審査請求人を現に所有する者として賦課決定をした部分は取り消されるべきである。

2 土地Cについて

- (1) 上記1(1)(2)で述べたのと同様に、令和4年1月1日時点で土地Cの登記簿に登録されている所有者は、亡〇〇〇〇であった。したがって、土地Cについても、令和4年1月1日時点で同土地を現に所有している者が法第343条第1項の所有者として、固定資産税を賦課されることとなる。

本件調停調書は、土地Cについて、分割する境界線を具体的に指定して、分筆のうえ各部分を審査請求人と請求外〇〇〇〇が単独で取得するとしている（本件調停調書第3項、第4項）ところ、審査請求人によれば、請求外〇〇〇〇が分筆手続に協力しないため、分筆手続を行うことができないとのことであった。

- (2) 本件調停調書からすれば、遺産分割によって、審査請求人と請求外〇〇〇〇が分筆前の各土地の一部をそれぞれ取得したとも考えられる。そうであれば、審査請求人と請求外〇〇〇〇が各土地の一部を現に所有するとして、各人の相続した部分に応じた固定資産税を賦課することが相当であるとも思える。

しかしながら、本件調停調書は、土地Cを分筆したうえで各部分を取得するとしており、第3項には審査請求人及び請求外〇〇〇〇が互いに分筆手続に協力する旨を定めている。審査請求人の主張によれば、請求外〇〇〇〇が分筆手続に協力しないため分筆手続を行うことができないとのことであるが、本件調停調書第3項の規定にもかかわらず、請求外〇〇〇〇が分筆手続に協力しない理由は明らかでない。すなわち、請求外〇〇〇〇が分筆手続に協力しないことに正当な理由の主張等があるのかも不明であり、処分庁にとっては、審査請求人と請求外〇〇〇〇との間に分筆手続に関する紛争が未だ存在すると認識せざるを得ない状況といえるのである。

そして、司法機関ではなく行政機関である処分庁は、あくまでも審査請求人と

請求外〇〇〇〇との紛争に介入することには慎重でなければならない。仮に、審査請求人が作成した測量図に基づいて、各土地の一部を審査請求人と請求外〇〇〇〇がそれぞれ取得したとして固定資産税の賦課決定をしたとすると、分筆手続について審査請求人と請求外〇〇〇〇との間で紛争が存在するにもかかわらず、審査請求人の主張のみによって税の賦課決定を行う結果となりかねないのである。

したがって、処分庁が、審査請求人と請求外〇〇〇〇の間の紛争に介入せず、土地Cについては遺産分割が未了であることを前提に両名を「現に所有する者」と認定するにとどまったことは、不合理とはいえない。

- (3) また、固定資産評価基準（自治省告示第158号）によれば、「各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は……登記簿に登記されている地積による」ことが原則とされている（第1章第1節二）。これには例外も規定されているが（第1章第1節二の第1項から第3項）、土地Cは同基準が定める例外にも該当しない。

登記簿に記載されている地積によらず、審査請求人が提出する測量図に基づいて固定資産税の税額を算出することは、当該測量図が正確な測量結果に基づくものであったとしても、固定資産評価基準に反する取扱いとなるおそれがある。

そうであれば、処分庁に対して、固定資産評価基準に反する取扱いをしてまで、審査請求人が提出した測量図を前提とした処分を行うことを義務付けることはできないというべきである。

- (4) 以上のとおり、本件処分のうち、土地Cに係る賦課決定には違法、不当な点はない。

なお、審査請求人には、土地Cに係る分筆手続を実現するための他の司法的手段を選択、実行する余地があるから、まずは司法的手段によって分筆手続を実現することが望ましいというべきである。

3 家屋について

本件処分の課税資産明細書には、家屋（所在地等特定）が記載されており、審査請求人は、審査請求書においては、当該家屋も遺産分割調停によって請求外〇〇〇〇が取得したから、請求外〇〇〇〇に単独で課税されるべきである旨主張していた。しかしその後は、審査請求人、処分庁ともに土地Cの分筆手続が未了であることについて主張をしており、当該家屋の取扱いについては特段の主張がなされておらず、争点となっていない。そのため、当該家屋に係る賦課決定の妥当性について当審査会が審査することは必ずしも必要ではないとも考えられる。しかしながら、本件処分には当該家屋の取扱いも含まれていることから、念のため、当該家屋についても下記のとおり判断した。

同家屋は、本件調停調書では審査請求人が取得するものとされている。審査請求人の主張によれば、同家屋については本件調停調書の記載が誤っていたとのことであるが、請求外〇〇〇〇も同様に本件調停調書の記載の誤りを認めているのかどうかは明らかでない。したがって、審査請求人と請求外〇〇〇〇との間で、どちらが同家屋を取得したのかについても、未だ紛争状態にあるといわざるを得ない。

そして上述したとおり、処分庁に対して、審査請求人と請求外〇〇〇〇との間の紛争に介入してまで事実確認を行い、どちらが法第343条第2項の「現に所有する者」に該当するのかを判断すべき義務があったとまでいうことはできない。

したがって、処分庁が、亡〇〇〇〇の相続人である審査請求人と請求外〇〇〇〇の両名が「現に所有する者」であるとして本件処分を行ったことに違法・不当な点はないというべきである。

4 審理員の審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のとおりであるから、第5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

第7 調査審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月17日	審査庁からの諮問
令和4年12月23日	第1回審議
令和5年 1月 6日	第2回審議 審査庁による口頭理由説明
令和5年 3月 6日	第3回審議 審査請求人による口頭意見陳述
令和5年 3月23日	第4回審議
令和5年 4月 3日	第5回審議
令和5年 4月28日	第6回審議

令和5年4月28日

越谷市行政不服審査会

会 長 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

委 員 佐 藤 匡